

令和 5 年 6 月 15 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01383

研究課題名(和文) 自営創作者のための著作権法試論 フランス法からの示唆

研究課題名(英文) Copyright Law for Independent Creators - from the viewpoint of French law

研究代表者

長塚 真琴 (NAGATSUKA, Makoto)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：10281875

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究期間およびそれ以前に執筆した論文や翻訳を、『文学的美術的所有権の発想 フランス著作権法と文化の領域(仮)』という編著にまとめている。そこで明らかにされるのは、長い時間をかけて形成された「文学的美術的所有権」としての著作権が、文化のために用いられる資金と、創作者を尊重する社会的合意の源泉となっていることである。それは、一貫した特色ある文化政策と相互補完的に、フランスの高い文化水準を支えている。本研究を通じて、自営創作者が生きやすいフランス社会と著作権法との関係が、一定程度明らかになった。一方、1930年代のジャン・ゼ法案や、著作権契約の法的規制の解明は、今後の課題となった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

著作権法1条は「文化の発展に寄与すること」を法の目的に掲げる。これはどちらかといえば、著作権を創作とその伝播を促すための人工的・政策的な権利とみる、英米由来の功利主義的な著作権思想と相性がよい。実際、最近になるほど、当該思想を基礎とする著作権法研究者が増えている。一方、フランスをはじめとする欧州大陸には、著作権を政策以前の自然権ととらえる傾向がある。しかし、研究者の天逝や研究からの早期撤退といった事情もあり、その研究はそれほど盛んではない。そうした状況の中、フランス著作権法の考え方を、これまであまり知られていなかった様々な側面から浮き彫りにする本研究には、一定の意義があると考えられる。

研究成果の概要(英文)：A book named "The Concept of Literary and Artistic Property - French Copyright Law and its Cultural Environment" is under preparation. This book combines my papers and translations written through this research period or before. I insist that current copyright law in France, conceived as literary and artistic property throughout many centuries, is the source of rich cultural budget as well as the respect to creators shared nationally. The law, combined with the consistent cultural policy, supports the high cultural level in France. My research made it clear to some extent why France is a country where independant creators can live more easily than in other countries. I regret that my research plan about the Jean Zay bill in 1930's and the copyright contract regulation didn't come into publication.

研究分野：フランス著作権法

キーワード：文学的美術的所有権 著作者人格権 文化的例外 ヴィクトル・ユゴー 著作権の制限 欧州指令 私的複製補償金 図書館

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

#### 1. 研究開始当初の背景

英米系の著作権法研究が優勢となる中、フランス著作権法研究の命脈を保つのが本研究の目的であり、それは当初より変わっていない。そして、当初の研究計画は(1)フランス現行著作権法の全容解明、(2)フランス人民戦線内閣時代の著作権法案の研究、(3)フランス的な著作権者の権利を日本の著作権法体系の中で生かし、自営創作者の生計確保に向けて、日本法の解釈論や立法論を提案する試みであった。しかし、後述のように、このうち実際に形になったのは(1)の一部分(というより一変種に近い)であった。

#### 2. 研究の目的

上記した当初の研究計画は、2018～2021年度に生じた重い校務負担、負傷、そしてコロナ禍による渡航制限やオンライン授業対応などの事情で、大幅に修正を迫られた。そこで、上記(1)のフランス現行著作権法の全容解明をベースとしながらそれを修正し、歴史・文化政策・EU法の近年の動きと関わりが深い点に絞り込んで、フランス著作権法の基本的な発想を明らかにすることを研究の目的とした。具体的には、そうした点について書いた過去の業績をアップデートしつつ、1冊にまとめることにした。

2022年度にサバティカル研修を認められ、3ヶ月弱のフランス滞在が可能となった際も、このように修正された研究計画に沿って、調査を進めた。

#### 3. 研究の方法

フランスの専門雑誌や学術図書、立法機関・権利者団体等の公式ウェブサイト等を読んで分析する文献研究が中心であった。その一方で、2022年の渡仏期間およびコロナ禍前の出張の機会に、フランスの音楽実演家や権利者団体職員をインタビューしたりもした。さらに、図書館を回って複写の運用実態を調べたり、図書館職員にインタビューしたりもした。

#### 4. 研究成果

本研究期間およびそれ以前に執筆した論文や翻訳を、『文学的美術的所有権の発想 フランス著作権法と文化の領域(仮)』という編著にまとめているところである。

そこで明らかにされるのは、長い時間をかけて形成された「文学的美術的所有権」としての著作権が、文化のために用いられる豊富な資金と、創作者を尊重する社会的合意の源泉となっていることである。このような著作権法は、一貫した特色ある文化政策と相互補完的に、フランスの高い文化水準を支えている。このような社会では、自営創作者は生きやすい。

編著の目次は以下のような予定である。

#### はじめに

##### 第1章 フランス著作権法の淵源と著作者人格権

[1]文学的美術的所有権の500年史 フィリップ・ゴドラ「著作者人格権の一般理論」全訳

##### 第2章 19世紀以降のフランス著作権法

[2]ヴィクトル・ユゴーと国際著作権法学会(ALAI)とベルヌ条約

[3]街頭撮影と著作権法 判例法理としての付随理論と近年の立法

##### 第3章 現代フランスの文化政策と著作権法 本の世界を中心に

[4]文化的例外の第二幕(デジタル時代の文化政策) ルスキュール報告書第1巻の構成と80項目の提言

[5]私的複製補償金制度とルスキュール報告書のネット接続機器課税構想

[6]図書館における複写サービスと著作権 私的複製との関係を視野に入れて

[7]フランスにおけるGoogle Book Search事件

##### 第4章 欧州デジタル単一市場指令への助走

[8]著作権をめぐる2010年代のEU(欧州連合)の動向

[9]指令を準備した判例たち アンドレ・リュカ「フランスと欧州連合における近年の重要な著作権判例に関する考察」全訳

##### 第5章 欧州デジタル単一市場指令後のフランス著作権法

[10]2019年7月24日プレス隣接権法と対Google競争法事件

おわりに

このうち[2][9][10]が本研究期間に書き下ろしたものであり、それ以外は、過去に公表した論文や翻訳をアップデートしたものである。「はじめに」と「おわりに」は編著にまとめるにあたっての書き下ろしである(「おわりに」の内容は4.の冒頭で述べた)。以下、内容を紹介する。

「はじめに」ではまず、フランス現行著作権法の骨格をなすのが「文学的美術的所有権に関する1957年3月11日法」であることを述べる。そして、本書全体がどのような順序で、この「文学的美術的所有権」の発想を明らかにしていくかを説明する。

第1章[1]は、研究代表者の師による講演の翻訳である。フランス著作権法の5世紀にわたる形成過程を踏まえ、文学的美術的所有権の中でも特に、著作者人格権の本質を解明するものである。

第2章も歴史的考察が続く。[2]では、著作権の最重要国際条約であるベルヌ条約が文学者らによって自主的に作られていく様子が、文豪ユゴーをキーパーソンとして描き出される。また、同条約の創設と以後の改正の原動力となってきた ALAI（国際著作権法学会）が結成される過程も活写される。

同章[3]では、街頭で写真や映画を撮影する際に美術や建築の著作物が付随的に写り込む問題を扱う。日本では1970年の現行法制定の際に権利制限規定が設けられたが、フランスでは1791年・93年法下から存在する付随理論という判例法理が用いられており、ごく最近になってやっと、それに整合する権利制限規定が創設された。ここでは、付随理論の定点観測を通じて、そこから見えてくるフランス著作権法の考え方を明らかにする。

第3章では「文学的美術的所有権」としての著作権法と文化政策との関係に光を当てる。1980年代に、ジャック・ラング文化大臣により「文化的例外」が提唱された。2013年5月に発表されたルスキュール報告書はその第2幕と位置付けられ、大きな反響を巻き起こした。第3章[4]ではその骨子と著作権に関係する論点を紹介する。

同章[5]では、私的複製補償金制度（私的複製を自由とする代わりに記録媒体に補償金を課す制度）が、これもラングの文化政策の一環として1985年に導入され、2001年よりデジタル複製全般に拡大された後、反対論を乗り越えて定着し、莫大な文化財源になっていることを明らかにする。また、反対論の強かった時期に発表されたルスキュール報告書には、代替案としてネット接続機器課税のアイデアが書かれていたが、それは実現しなかったことも明らかにする。

同章[6]では、図書館における複写をめぐるフランスの法的枠組を解明する。すなわち、複写は日本と違って権利制限の対象にならず、許諾に基づいておこなわれているが、複写を許諾する著作者の権利が集中管理され、図書館利用者の利便性と、著作者の報酬確保が両立されている。なお、上記[5]でみたように私的複製補償金制度が有効に機能していることを背景に、資料の個人による撮影は図書館内でも自由とされている。

同章[7]では、図書館の本を無許諾で電子化しようとした Google Books のプロジェクトが世界的に議論を巻き起こしていた2009年頃に、フランスの出版界や図書館界がどのような考えで、著作権法をどう使ってこれに対処していたかを振り返る。

第4章では、欧州にデジタル単一市場(DSM)指令(2019年)ができるまでの過程に注目する。同章[8]では、2010年の「欧州2020」政策文書から2013年末までの、著作権をめぐる欧州の動きを解説する。その際には、欧州統合の理念やそれとの関係での著作権政策の位置付け、そして著作権政策の担当部署に2つの系統があることを踏まえつつ解説する。

同章[9]では、原文がオンライン公開済みのフランス語の講演録を訳し下ろす。内容は、DSM指令の基礎となった重要な欧州著作権判例、そして、欧州法に対するフランス法の特色がわかるフランス判例の紹介である。

第5章 [10]では、欧州で DSM 指令 15 条の立法を主導したフランスが、国内でも指令の検討過程と並行して立法を進め、指令成立のわずか数ヶ月後の2019年7月に「プレス隣接権」を国内法化する様子を、その後の競争法訴訟の成り行きにも触れつつ紹介する。そこにみられるのは、欧州法や国内競争当局を上手に動かして、米国発巨大プラットフォームから記事利用の対価を引き出したフランスのプレス出版社・通信社の姿である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名<br>長塚真琴   | 4. 巻<br>31            |
| 2. 論文標題<br>プレス通信社とプレス出版社のために著作隣接権を創設する2019年7月24日の法律2019-775号 | 5. 発行年<br>2021年       |
| 3. 雑誌名<br>日仏法学   | 6. 最初と最後の頁<br>179-183 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                                | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難                       | 国際共著<br>-             |
| 1. 著者名<br>長塚真琴   | 4. 巻<br>20            |
| 2. 論文標題<br>フランス法（シンポジウム：著作者の死後における著作権と著作者人格権）                | 5. 発行年<br>2021年       |
| 3. 雑誌名<br>国際著作権法研究（ALAI Japan研究報告）2020年度版                    | 6. 最初と最後の頁<br>17-32   |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                                | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難                       | 国際共著<br>-             |
| 1. 著者名<br>長塚真琴   | 4. 巻<br>498           |
| 2. 論文標題<br>死んだ著作者の残したものは                                     | 5. 発行年<br>2022年       |
| 3. 雑誌名<br>法学教室   | 6. 最初と最後の頁<br>29-34   |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                                | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難                       | 国際共著<br>-             |
| 1. 著者名<br>長塚真琴   | 4. 巻<br>20-1          |
| 2. 論文標題<br>フランスの2019年7月24日プレス隣接権法と対Google競争法事件               | 5. 発行年<br>2021年       |
| 3. 雑誌名<br>一橋法学   | 6. 最初と最後の頁<br>163-181 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>10.15057/71602                    | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）                        | 国際共著<br>-             |

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名<br>Makoto NAGATSUKA   | 4. 巻<br>73            |
| 2. 論文標題<br>Lettre du Japon : La reforme de la loi sur le droit d'auteur en 2018 et a venir | 5. 発行年<br>2019年       |
| 3. 雑誌名<br>Proprietes Intellectuelles   | 6. 最初と最後の頁<br>121-129 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)<br>なし   | 査読の有無<br>有            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難   | 国際共著<br>-             |

|   |                       |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名<br>長塚 真琴                             | 4. 巻<br>1             |
| 2. 論文標題<br>ベルヌ条約をはじめとする著作権の国際条約             | 5. 発行年<br>2020年       |
| 3. 雑誌名<br>音楽著作権法入門 日本音楽著作権協会(JASRAC)寄附講座報告書 | 6. 最初と最後の頁<br>139-149 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)<br>なし              | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難      | 国際共著<br>-             |

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名<br>長塚真琴                         | 4. 巻<br>1             |
| 2. 論文標題<br>フランスにおけるグラフィックデザイナーの著作権     | 5. 発行年<br>2018年       |
| 3. 雑誌名<br>公益財団法人DNP文化振興財団[編] 学術研究助成紀要  | 6. 最初と最後の頁<br>132-138 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)<br>なし         | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>-             |

|   |                       |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名<br>長塚真琴                              | 4. 巻<br>1             |
| 2. 論文標題<br>ベルヌ条約の成立過程と基本精神                  | 5. 発行年<br>2019年       |
| 3. 雑誌名<br>音楽著作権法入門 日本音楽著作権協会(JASRAC)寄附講座報告書 | 6. 最初と最後の頁<br>120-141 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)<br>なし              | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難      | 国際共著<br>-             |

〔学会発表〕 計11件（うち招待講演 9件 / うち国際学会 5件）

|                                    |
|------------------------------------|
| 1. 発表者名<br>長塚真琴                    |
| 2. 発表標題<br>Googleと新聞と著作権 フランスからの示唆 |
| 3. 学会等名<br>日本新聞協会著作権小委員会勉強会（招待講演）  |
| 4. 発表年<br>2021年                    |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>長塚真琴                        |
| 2. 発表標題<br>「著作者の死後における著作権と著作者人格権」フランス法 |
| 3. 学会等名<br>ALAI Japan（国際著作権法学会日本支部）    |
| 4. 発表年<br>2021年                        |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>Makoto NAGATSUKA   |
| 2. 発表標題<br>Reformes recentes du droit d'auteur japonais dans le contexte des nouvelles pratiques numeriques |
| 3. 学会等名<br>Conference a l'Universite de Poitiers（招待講演）（国際学会）  |
| 4. 発表年<br>2019年   |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>Makoto NAGATSUKA  |
| 2. 発表標題<br>L'exception du droit d'auteur japonais favorisant la fouille de texte et de donnees   |
| 3. 学会等名<br>Workshop on "Intellectual Property and Artificial Intelligence - Some aspects of Japanese Regulation", EPITOUUL-CDA, Universite Toulouse Capitole（招待講演）（国際学会） |
| 4. 発表年<br>2019年  |

|                                 |
|---------------------------------|
| 1. 発表者名<br>長塚真琴                 |
| 2. 発表標題<br>フランスの著作権侵害訴訟         |
| 3. 学会等名<br>ALAI Japan研究会 (招待講演) |
| 4. 発表年<br>2018年                 |

|                                    |
|------------------------------------|
| 1. 発表者名<br>長塚真琴                    |
| 2. 発表標題<br>フランスの著作権侵害訴訟            |
| 3. 学会等名<br>台北大学法学研究会 (招待講演) (国際学会) |
| 4. 発表年<br>2018年                    |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>長塚真琴                               |
| 2. 発表標題<br>比較法的視点で見る日本の著作権法 平成30年著作権法改正を踏まえて  |
| 3. 学会等名<br>日弁連法務研究財団 (名古屋地区会) 知的財産セミナー (招待講演) |
| 4. 発表年<br>2019年                               |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>Makoto NAGATSUKA  |
| 2. 発表標題<br>Condition d'originalite et protection des logiciels : reflexions comparatives franco-japonaises |
| 3. 学会等名<br>Conference a l'Universite de Poitiers (招待講演) (国際学会)   |
| 4. 発表年<br>2022年  |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>Makoto NAGATSUKA  |
| 2. 発表標題<br>Condition d'originalite et protection des logiciels : reflexions comparatives franco-japonaises |
| 3. 学会等名<br>Conference a l'Universite de Toulouse I Capitole (招待講演) (国際学会)                                  |
| 4. 発表年<br>2022年  |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>長塚真琴                              |
| 2. 発表標題<br>フランスのプレス隣接権法と日本                   |
| 3. 学会等名<br>日本新聞協会プラットフォーム問題分科会 (招待講演) (招待講演) |
| 4. 発表年<br>2022年                              |

|                                  |
|----------------------------------|
| 1. 発表者名<br>長塚真琴                  |
| 2. 発表標題<br>ALAI2022エストリル大会報告     |
| 3. 学会等名<br>ALAI Japan 2022年度研究大会 |
| 4. 発表年<br>2023年                  |

〔図書〕 計1件

|  |                 |
|--|-----------------|
| 1. 著者名<br>Alexandra MENDOZA-CAMINADE (dir.),   | 4. 発行年<br>2022年 |
| 2. 出版社<br>Presses de l'Universite Toulouse 1 Capitole  | 5. 総ページ数<br>577 |
| 3. 書名<br>L'entreprise et l'intelligence artificielle - Les reponses du droit (pp. 315-332, Makoto NAGATSUKA "L'exception du droit d'auteur japonais favorisant la fouille de texte et de donnees") |                 |

〔産業財産権〕



〔その他〕

ファッションと著作権法：フランス法との比較（「ファッションロー入門」第1講演）  
<https://hdl.handle.net/10086/31320>

6. 研究組織

| 氏名<br>(ローマ字氏名)<br>(研究者番号) | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

| 国際研究集会                           | 開催年         |
|----------------------------------|-------------|
| 著作権法上の創作性とソフトウェア フランス語による発表と質疑応答 | 2022年～2022年 |

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関           |  |  |
|---------|-------------------|--|--|
| フランス    | ポワティエ大学CECOJI     |  |  |
| フランス    | トゥールーズ第一大学EPITOUL |  |  |